

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 四万十市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3%
全職員	73.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	87.3%
本庁課長補佐相当職	102.8%
本庁係長相当職	87.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.8%
31～35年	86.4%
26～30年	87.7%
21～25年	94.7%
16～20年	75.9%
11～15年	96.1%
6～10年	99.1%
1～5年	83.0%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は該当者無し。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員において週の勤務時間が一定でないものは除いている。
- ・職員数は、常勤職員の所定勤務時間を1人として換算して算出しているが、休職や育休によって給与を減額や日割りして支給している職員については、勤務日数を考慮せず1人として算出している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の女性職員の割合が全女性職員の約45%に対して、男性の割合は全男性職員の約24.5%である。またその内給与水準の低い会計年度任用職員の割合は女性が約98.6%に対して、男性は約92.5%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。